

4 就農準備のポイント

① 農業への興味を抱く

農業を始めるといっても、本格的に農業に取り組みたい、田舎暮らしで農業を楽しみたい、定年帰農だが所得も得たい、農業法人で就農したい等いろいろなパターンがあります。まず、あなたがどのような農業をめざすのかイメージを描き、考えを明確にすることが大切です。

和歌山県は比較的温暖的な気候に恵まれています。変化に富む地形と気候の中で、それぞれの地域に適した農作物が生産されています（適地適作）ので、どの地域で就農するかで作る作物が制限されますし、何を作るかで就農地が概ね決まります。「場所」と「農作物」のどちらを優先するかは、情報収集したり就農相談を参考に判断して下さい。

② 就農研修の受講

農業は周りから見ているほど容易ではなく、栽培や経営などの幅広い知識と経験が要求されます。農業や農村生活の経験の全くない人が新たに農業を始める場合、研修機関で専門的な研修を受講することや、先進農家や農業法人等に入り知識の修得や経験を積んでおくことが不可欠です。農地を借りる時も技術を持っているか問われます。

★ 就農支援センターでの研修

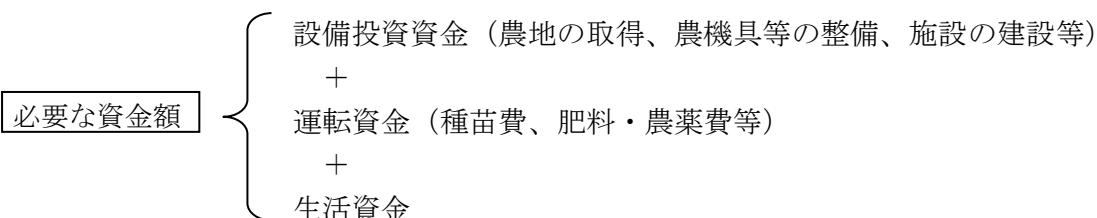
センターでは、和歌山県内で新たに農業を始めたい方々に対し、就農相談から各種研修、就農までの支援を一元的に取り組んでいます。

就農支援センターでの研修の日程や詳しい内容は毎年発行される研修案内を参考にしてください。

③ 資金の確保

ア、就農するために資金はどれぐらい必要か

新しく農業を始める場合、農地の借入や購入、トラクター等農機具の購入、ビニールハウスや農具舎等の建設などの設備投資に必要な資金、種苗や肥料・農薬の代金など1年間営農するのに必要な運転資金、さらに農業で安定的な収入が得られるようになるまでの生活資金（2～3年分程度）など、相当な額を準備する必要があります。



就農時に実際に要した費用は平均569万円

平成28年度新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果（下表）によると、就農するにあたって新規就農者が準備した自己資金の平均額は391万円で、うち営農資金は約232万円、生活資金は159万円です。

また、就農時に実際に要した営農に関する費用の平均額は569万円で、就農時に準備した自己資金より300万円以上多くかかっています。

作目別平均所要額

(単位：万円)

経営作物	就農時に要した費用 (機械施設取得及び就農 後1年の営農資金)	就農時に準備した 営農のための自己資金	就農時に準備した 生活のための自己資金
水稲・麦・豆類等	556	201	107
露地野菜	319	187	151
施設野菜	826	278	186
花き・花木	763	282	182
果樹	360	237	166
酪農	2,473	512	198
その他の畜産	1,420	225	99
その他	335	164	158
平均	569	232	159

全国新規就農相談センター調べ

イ、新規就農者が利用できる資金等

就農準備段階から就農時に必要な資金は、各種無利子資金等を借り入れることができます(資金の種類により、担保や保証人等が必要)。しかし、貸付であり返済が必要なことから借りすぎず、設備投資等で活用する場合でも過剰投資は避けましょう。

また、平成29年からは農業次世代人材投資事業が始まり、この制度も勘案しながら資金確保の準備を進めましょう。

青年等就農資金(農業経営を開始するために必要な機械・施設の取得等に利用)

施設・機械	果樹・家畜等
農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設などの取得費	果樹や花木などの新植・改植費、家畜の購入費のほか、それぞれの育成費
借地料・リース料	その他の経営費
農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い経費(農地取得費は除く)	経営開始に伴って必要となる資材費などの初期的経営費

貸付対象者	認定新規就農者(市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)
資金使途	青年等就農計画の達成に必要な資金で、経営改善資金計画の認定を受けた事業
償還期限	17年以内(うち据置期間5年以内)
融資限度額	原則として3,700万円
金利	無利子
担保・保証人	担保は原則として、融資対象物件のみ 保証人は原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ

その他の資金(施設、農地の取得等に利用)

資金の種類	資金の使途	貸付限度額*	利率**
農業近代化資金	農舎、温室等の取得	1,800万円	0.20%
	農業用機械の取得		

生活営農資金	農舎等施設の改良、農機具等の購入	350 万円	0.20% (0.46%)
	家畜家禽の購入育成		
	果樹・花木の植栽又は育成	600 万円	
	農地等の取得		

貸付対象者 認定新規就農者等、生活営農資金は農業を営む者（新たに農業を営む者を含む）

* 融資率は、事業費の80%以内（農業近代化資金では、認定新規就農者等は100%以内）

** 利率は令和3年1月19日現在、（ ）内は市町村の利子補給がない場合

④ 農地の確保

農業を始めるには農地が必要ですが、農地を購入することは、金銭的に困難な場合が多く、新規参入の場合は貸借により営農を開始するのが一般的です。

借地で安心して営農を継続するためには、市町村農業委員会の仲介を受けて契約をし、農地法等による許可を受けることが必要です。また、農地の条件（日照、水利、土質、農道等）を把握した上で取得することが大切です。

最近、農村では遊休農地が増えてきていますが、土地所有者は貸借には慎重で、それらは必ずしも新規就農希望者が直ちに借りられるものではありません。農業技術をしっかり身に付け、確かな就農計画を立て、地域から信頼を得られるようになることが、農地を確保する近道となるでしょう。

★ 農地法による農地の取得について

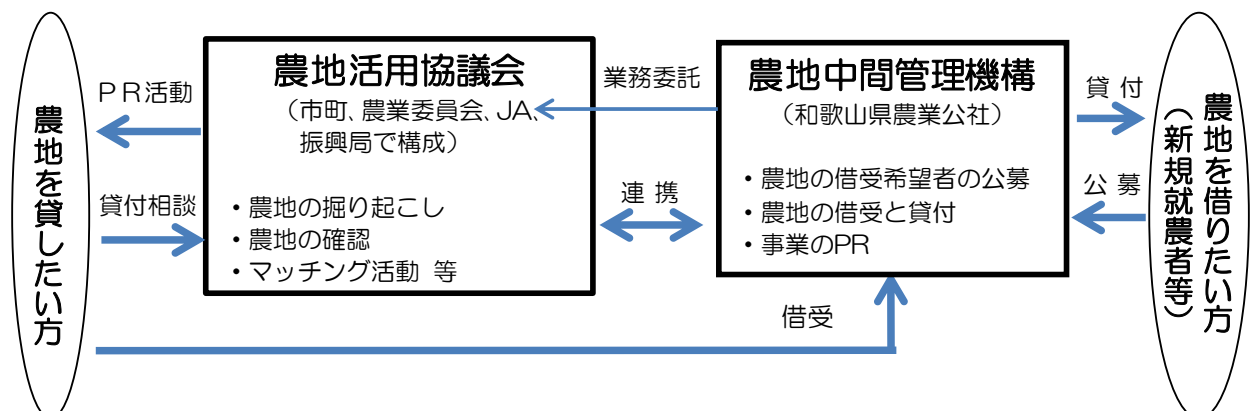
一般的な土地取引の場合は、売り主と買い主が売買契約を締結し、買い主が代金を支払って所有権の引き渡しを受け、その旨を登記することで完了しますが、農地の場合はこれらの手続きに加え、農地法による許可が必要になります。

詳細は、農地の所在する市町村農業委員会にお問い合わせ下さい。

★ 農地中間管理事業による農地の貸し借りについて

本事業は、農地バンクの役割を担う農地中間管理機構（和歌山県農業公社）が規模縮小や離農しようとする農家の農地を借り受け、農業経営の規模を拡大したい農家や今後農業を始めたい新規就農者等に貸し付けるものです。

対象となる農地の掘り起こしや農地を借りたい方とのマッチングを行うため、地域段階に農地活用協議会を設置しておりますので、詳細は各振興局農業水産振興課又は和歌山県農業公社へお問い合わせください。



⑤ 機械・施設の確保

新規に農業を始める場合、軽労化や能率向上のため農機具の整備は欠かせません。施設園芸を始める場合にはハウス建設が、また、農機具の保管や収穫した生産物を出荷調整する倉庫なども必要となり、一度にすべてを揃えようとするれば相当の資金がかかります。比較的初期投資が少ないとされる露地野菜の生産においても、トラクターや倉庫は必要となってきます。

当面の生活資金なども必要となるため、当初は中古品や借り受けなどで対応するなどして経費を抑え、必要な装備は緊急度を見きわめながら徐々に充実していく方が堅実です。

⑥ 住宅の確保

農作物の栽培は、天候や病害虫の発生など常に自然条件に左右され、特にハウス栽培では毎日、換気や灌水の程度などきめ細かい作業が必要となります。そのため、適時、適切な栽培管理をするには、できるだけ農地の近くに住居を確保することが望まれます。

また、定住して世話役を引き受けるなど地域活動に積極的に参加することで地域の信頼も得られるようになると、新たな農地の取得や不要となった機械の譲り受けの話が出てくるなどの事例も見受けられることから、住居を早めに決めることは経営にプラスにつながるものと考えられます。

生産基盤のない人が農業を始める場合、農地の確保が最も大きな課題です。運よく見つかることもあります。多くの人は就農開始時期までにいくつか候補地を探し、立地条件を勘案してある程度妥協しながら決めています。よい農地が見つかるまでアルバイトをして2年間待った人もいました。また、収益面では、栽培技術に自信を持っていても就農直後は管理作業が遅れがちになるなどして、思ったほども収入が得られないのが実状です。

そのような困難があっても「農業をしたい」か、自問してください。

本誌10ページ以降で紹介する新規就農者には、農業を始めた感想をお聞きすると「サラリーマン時代よりも収入は減ったが、毎日が充実している。」と笑顔で答えた人や、規模拡大や有利な販売先を開拓して収益性の高い農業を実現している人がいます。そして、農業を目指した理由に「自分でものづくりがしたい、食への高い関心、家族と一緒に働ける」などをあげ、それらは他に代え難いと感じている人がほとんどです。

皆さんもそのような強い信念があるかどうかもう一度問い直し、しっかりと方針を決めて下さい。